

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第119号

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を改正する規則

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の3項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）の前日に同町の非常勤の職員であった者で、引き続き職員として採用されたもの（以下「旧町職員」という。）が、公務上の災害又は通勤による災害により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、編入日以後の期間について報酬等を得ることができないときは、編入日以後の期間について、第3条から第6条までに定めるところにより休業補償を支給する。

3 旧町職員が、編入日以後に障害補償又は遺族補償の受給権者となったときは、第8条から第12条までに定めるところにより障害特別援護金又は遺族特別援護金を支給する。

4 旧町職員が、編入日以後の期間について傷病特別年金の支給を受けたときは、同日以後の期間について、第13条及び第14条に定めるところにより傷病特別給付金を支給する。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（総務局人事部給与課）